

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 3

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】 7
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 10

◇ 区 公 告

- 土地収用法の規定による事業認定申請書及び添付書類の写しの縦覧【小倉北区役所総務企画課】 11

北九州市告示第433号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和6年11月21日

北九州市長 武内和久

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市戸畑区大字中原46番94の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号までの該当性
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第 4 3 4 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所
九州事業所長 西村仁志

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	H C 1 除去スクラバー（K P 2 T 2 6 0 - S 1）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 3 3 号りに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	塩化水素 7 2 k g / 日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに汚染状態の通常値及び最大の値

汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 12 最大 12
水素イオン濃度	通常 1～7 最大 1～7
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 6 最大 10
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10
りん 含有量 (mg/ℓ)	通常 1 最大 1

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後
の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値並びに当該汚水等の汚染状
態の通常値及び最大の値

処理施設名 排水処理設備ASA2

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 9,302 最大 11,248	同左
水素イオン濃度	通常 6～9 最大 6～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 184 最大 230	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 63 最大 86	同左
ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 4	同左
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 9	同左

窒素含有量 (mg/l)	通常 171 最大 254	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 10.1 最大 38	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 1 最大 6	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水の量 (m ³ /日)	通常 57,025 最大 76,955	同左
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 40 最大 45	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 30 最大 40	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 — 最大 1	同左
フェノール類含有量 (mg/l)	通常 — 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 60 最大 120	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 2.6 最大 9	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 6 最大 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年11月21日から同年12月12日まで（日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年12月12日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 8 2 6 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和 6 年度こそだて情報作成業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課

イ 期間 この公告の日から令和6年12月5日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に子ども家庭局子ども家庭部総務企画課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和6年12月5日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和6年12月5日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和6年12月6日までに通知する。

4 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

(2) 日時 令和6年12月12日（木）午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2280

北九州市公告第 8 2 7 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）
附則第 5 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、次のとおり
公告する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

（掲示により別紙省略）

北九北公告第 1 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定により、九州地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第 23 条第 1 項の規定により、九州地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会の開催を書面により請求することができ、また、同法第 25 条第 1 項の規定により、福岡県知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 21 日

小倉北区長 天本克己

1 起業者の名称

九州旅客鉄道株式会社

2 事業の種類

小倉総合車両センター移転整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県北九州市小倉北区赤坂五丁目、高浜一丁目、高浜二丁目及び砂津三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 縦覧場所

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

小倉北区役所総務企画課

5 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 1 月 25 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで